

令和6年7月 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

ひたちなか市長 大谷 明

市町村名 (市町村コード)	ひたちなか市 (221)
地域名 (地域内農業集落名)	那珂湊中地区 <small>(部田野・獅子前・雨沢谷津・新堤・相金・西十三奉行・小谷金・田宮原・十三奉行・鶴代・赤坂・和尚塚・道メキ・湊中原・浅井内・柳沢・柳が丘・美田多・国神前・関戸)</small>
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月19日 第1回

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>①地域の基礎的データ【令和6年度現在】</p> <p>○担い手(認定農業者)の人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部田野周辺(部田野・獅子前・雨沢谷津・新堤・相金):20人(うち70歳以上1人) ・西十三奉行周辺(西十三奉行・小谷金・田宮原・十三奉行・鶴代・赤坂・和尚塚・道メキ・湊中原・浅井内):4人 ・柳沢周辺(柳沢・柳が丘・美田多・国神前・関戸):4人 <p>○主な作物</p> <p>水稲, 甘藷</p> <p>②現状及び課題</p> <p>【部田野・西十三奉行周辺】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手が高齢化し、後継者が不足している。 ・農地が分散し、面積が小さい。 ・耕作放棄地が増加している。 ・地域との調和共存 ・農地基盤整備の地元負担が大きい <p>【柳沢周辺】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手が高齢化し、後継者が不足している。 ・人材が不足している。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>【部田野・西十三奉行周辺】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の若い担い手に集積・集約する ・農業法人に活動してもらおう。 ・農地を基盤整備する。(大区画化) ・広範囲に畑地化する。 <p>【柳沢周辺】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者を育成する。 ・法人化を検討する。 ・就農希望者へPRする。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	500 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	500 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農地を、農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

【部田野・西十三奉行周辺】

- ・地域の若い担い手の意向に基づいて集積・集約する。
- ・担い手の意向を優先する。
- ・遊休農地を解消する。

【柳沢周辺】

- ・説明会を開催する。
- ・地権者と耕作者の意向を確認する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域の農用地の集積・集約化の方針及び担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構を活用しながら段階的に集積・集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

【部田野・西十三奉行周辺】

- ・基盤整備、補助金の勉強会を開催する。
- ・集積、集約を進めて費用負担を軽減する。
- ・農道(4m)の確保、水はけの良い整備、圃場の大区画化、高低差の解消を進める。
- ・地元推進協議会の設立を検討する。
- ・モデル地区を作る。

【柳沢周辺】

- ・基盤整備、補助金の勉強会を開催する。
- ・説明会で基盤整備のメリットをアピールする。
- ・農道を整備する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

【部田野・西十三奉行周辺】

- ・情報交換会、補助制度等の勉強会を開催する。
- ・新規就農者への情報提供支援窓口を設置する。(補助金、耕作放棄地の紹介等)
- ・農業の魅力のアピールし、広報等による農業者の募集を行う。
- ・新規就農者とコミュニケーションを図る。
- ・農業機械購入への補助金を拡大を要請する。

【部田野・西十三奉行周辺】

- ・新規就農する際の受入れ体制を作る。
- ・就農希望者へPRする。
- ・法人化推進の勉強会を開催する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

【部田野・西十三奉行周辺】

- ・新規の担い手に依頼する。
- ・作業機械を共同活用する。
- ・JA作業受託部会のPRを拡大する。
- ・作業受託者の登録をする。
- ・地域の担い手で作業受託部会を設立する。
- ・定植、畝上げ、収穫等の受委託を検討する。

【部田野・西十三奉行周辺】

- ・作業受託者の募集を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		
【選択した上記の取組方針】									